

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【公開番号】特開2023-105654(P2023-105654A)

【公開日】令和5年7月31日(2023.7.31)

【年通号数】公開公報(特許)2023-142

【出願番号】特願2022-6620(P2022-6620)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20(2006.01)

10

G 03 G 21/00(2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 555

G 03 G 21/00 370

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月13日(2024.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録材に熱を与える加熱回転体と

前記加熱回転体を加圧する加圧回転体と、

前記加熱回転体と前記加圧回転体とは記録材に熱と圧力を与え、トナー像を記録材に定着し、

前記加熱回転体の温度を制御する温度制御部と、

定着を行う記録材の坪量に関する情報を取得する取得部と、

30

第一の坪量である一枚目の記録材と前記第一の坪量と異なる第二の坪量である二枚目の記録材とを含む複数の記録材が混在するジョブを混在ジョブとし、

前記混在ジョブにおいて第一モードと、第二モードと、を含む複数のモードから一つのモードを実行可能であり、前記第一モードは前記第二モードよりも単位時間当たりの印刷枚数が大きく、

前記混在ジョブにおいて、複数の記録材が定着される場合、

前記温度制御部は、

前記第一モードにおいて、前記一枚目の記録材の定着には、前記取得部が取得した前記第一の坪量と前記第二の坪量とに基づいて決められた第一の温度を目標温度として設定し、前記二枚目記録材の定着には、前記取得部が取得した前記第一の坪量と第二の坪量とに基づいて決められた第二の温度を目標温度として設定し、

前記第二モードにおいて、前記一枚目の記録材の定着には、前記第二の坪量には基づかず前記第一の坪量に基づいて第三の温度を目標温度として設定し、前記二枚目の記録材の定着には第一の坪量には基づかず第二の坪量に基づいて第四の温度を目標温度として設定し、

前記第一の温度と前記第二の温度との差は、前記第三の温度と前記第四の温度との差よりも小さくなる、ことを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記第一の坪量の記録材がコート紙であって、且つ前記第二の坪量の記録材が非コート紙であって、

40

50

前記混在ジョブにおいて、複数の記録材が定着される場合、

前記第一モードでは、前記第一の坪量の記録材の定着には第五の温度が用いられ、前記第二の坪量の記録材の定着には第二の温度が用いられ、前記第二モードでは、前記第一の坪量の記録材の定着には第六の温度が用いられ、前記第二の坪量の記録材の定着には第四の温度が用いられ、前記第五の温度と第二の温度との差は、前記第六の温度と前記第四の温度との差よりも小さくなるように、

前記取得部は所定枚数の記録材の坪量に関する前記情報を取得し、前記温度制御部は前記取得部が取得した前記情報に基づいて前記温度が設定される、ことを特徴とする定着装置。

【請求項 3】

前記取得部が取得可能な記録材の前記情報を超える枚数のジョブにおいて、記録材の定着が行われると、前記取得部は定着が終了した記録材を除いた記録材の前記情報を取得し、前記取得部が取得した前記情報に基づいて前記温度は設定されることを特徴とする請求項1または2に記載の定着装置。

【請求項 4】

前記第一モードは前記混在ジョブにおいて、第三モードを含む複数のモードのうち一つのモードを実行可能であり、

前記混在ジョブにおいて、複数の記録材が定着される場合、

前記第三モードでは、前記第一の坪量の記録材の定着には第一の温度が用いられ、前記第二の坪量の記録材の定着には第二の温度が用いられ、前記第二モードでは、前記第一の坪量の記録材の定着には第三の温度が用いられ、前記第二の坪量の記録材の定着には第四の温度が用いられ、前記第一の温度と前記第二の温度との差は、前記第三の温度と前記第四の温度との差よりも小さくなるように、

前記取得部は所定枚数の記録材の坪量に関する前記情報を取得し、前記温度制御部は前記取得部が取得した前記情報に基づいて前記温度が設定される、ことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載の定着装置。

【請求項 5】

さらに前記第一モードは、前記混在ジョブにおいて、第四モードと、第五モードと、を含む複数のモードのうち一つのモードを実行可能であり、

前記第四モードは前記第五モードよりも、所定の坪量以上の記録材が混在するジョブの単位時間当たりの印刷枚数が大きく、前記第五モードは前記第四モードよりも所定の坪量以下の記録材が混在するジョブの単位時間当たりの印刷枚数が大きいことを特徴とする請求項4に記載の定着装置。

【請求項 6】

前記第三モードが定着に用いられる場合、前記取得部が取得した前記情報に基づいて、前記第一モードに含まれる複数のモードから、定着に用いられるモードの選択が行われることを特徴とする請求項5に記載の定着装置。

【請求項 7】

前記第三モードが定着に用いられる場合、前記第一モードが有するモードのうち、前記温度の変更量が最も小さくなるように、前記第一モードが有する複数のモードから、定着に用いられるモードの選択が行われることを特徴とする請求項6に記載の定着装置。

【請求項 8】

前記第一モードが定着に用いられる場合、前記第一モードが有する複数のモードから、定着に用いられるモードを選択可能であることを特徴とする請求項5乃至7のいずれか一項に記載の定着装置。

【請求項 9】

前記第一の温度と前記第二の温度は同一であることを特徴とする請求項1乃至8に記載の定着装置。

10

20

30

40

50